

第10回薄川流域協議会 要旨

日時：平成16年4月 9日(金) 18:30 ~ 20:50

場所：長野県松本勤労者福祉センター 1階 大会議室

次 第

- 1 開 会 (座長あいさつ)
- 2 議 事
 - (1)第9回協議会会議録
 - (2)会員からの資料請求
 - (3)河川改修原案に対する意見交換
 - (4)提言のとりまとめ等について

資 料

- 河川改修原案の流下能力と流速 資料 - 27
- 松本市の市街化調整区域での建築行為に対する規制緩和の内容について(松本市)
資料 - 28
- 河川改修原案の提言の取りまとめ等について 資料 - 29
- 第9回会議録
- 資料は奈良井川改良事務所、松本合同庁舎行政情報コーナー、松本市役所、
里山辺出張所で縦覧できます。

会員数

会員数 45名(1名退会) (出席会員数 19名)

内 容

- 1 第9回協議会の会議録の内容について確認し、奈良井川改良事務所のホームページで公表することになりました。
- 2 前回会員から請求のありました資料について、事務局から資料27により説明を受けました。
- 3 市街化調整区域での建築行為に対する規制緩和の内容について、松本市から資料28により説明を受けました。
- 4 前回欠席して提案書の説明が出来なかった1名の方と、新たに提案書を提出された1名の方が主旨説明を行いました。
基本高水流量について、長野県の見解を求めたいとの話が出されました。
- 5 河川改修原案についての意見交換を行いました。
- 6 河川改修原案の提言の取りまとめ等について、事務局から資料29により提案がありましたが、起草委員の選出・取りまとめの順序について合意には至りませんでした。

質疑・会員からの意見(前回の会議録要旨に関連して)

(質問)「土砂の堆積については維持管理の中で考えていきます」との回答ですが、川を掘り下げても土砂を下流に流すという機能がなく、溜まったものを除去するだけならば堆積場所をつくるだけで、これは河川改修になっていないのではないか。

(回答)河川改修では河床に溜まらないように、河床勾配を検討したり工法で考慮しますが、それでも堆砂はします。計画断面を侵した土砂については取り除く以外に方法は無いと思います。

(質問)土砂の移動により堆積して河積が侵された場合は、溢れるということもあるわけですか。

(回答)洪水の場合には上流で崩壊があって、水に混ざって土砂が出てきた場合にはその様な事があろうかと思えます。

(意見)洪水後に河床状況を確認して、改修断面を侵した部分については土砂の撤去を必要に応じて直ちに行って頂きたい。

質疑・会員からの意見(前回の請求資料に対する説明に関して)

〔事務局〕第8回の協議会での質問に対しまして、本庄橋の流速を5.7メートルと回答しましたが、350トンでの改修計画の流速であり、今回の数字が470トンの改修計画での流速になります。

(質問)改修計画を進めるに当たり、優先順位はどのように考えていますか。

(回答)基本的には下流から実施し、縦断にもよりますが流下能力が小さいところを改修していくこととなります。皆さんの意見を聞いて整備計画をまとめ、国の認可を受けてから改修となります。

(質問)田川の合流点での流速が遅いが、通常考えるに川幅の狭いところは流速が早くなるように考えるのですが。

(回答)計算は断面ごとに、護岸や河床から受ける抵抗などで計算しています。河床材料を比べますと、田川より薄川の河床材料が大きいので抵抗が大きくなっています。またこの部分は河床勾配を緩くしており、流下能力、流速が落ちております。

質疑・会員からの意見(松本市からの資料28に関して)

(質問)河川との関係について、規制など何かありますか。

(松本市)今回の資料は市街化調整区域の線引きにかかわるものであり、他の規制については、河川法に基づく規制はあろうかと思えます。

(質問)規制緩和の約2700件は、すでに集落になっているのですか。

(松本市)昭和46年に建築行為の許可を受けて建物が建てられているものに対して、規制緩和した件数です。

会員からの提案書

〔荒井さんの提案〕早くモデル的なものを作って進めていくという認識が必要と考えます。

- ・基本方針（1 / 80、470）基本的には了とするものの、計算根拠について小委員会などを設置し合意を得るよう努力されたい。
- ・河川改修については早く進めるという認識の一致が協議会全体で必要。
- ・A区間の拡幅工事は、排除すべきでないと考えます。
- ・総合治水対策（超過洪水対策）について、土地開発について網をかけて規制していくということも必要ではないか。そして森林整備に万全を期すこと。

〔田口さんの提案〕溢れることを前提として、都市計画でどのような方法があるのかを知りたい。

（野原さんの質問書）基本高水及び原案の説明を受けたが、基本高水流量と治水安全度との関係が納得が出来ないため、国土交通省に質問書を出しまして回答を頂きました。治水安全度と基本高水流量の年超過確率は原則として同じである。治水安全度がなくて基本高水流量だけで決めていいのですかとこの質問に対しては、そんなことはあり得ないとの事でした。治水安全度と基本高水流量の不整合について、これは明らかに計算上のミスと思われるので、知事と土木部長に明確な見解を頂くために質問書を出したいと思います。この内容については、私自身が一切の文責を持つということによりよろしくお願いしたいと思います。

質疑・会員からの意見(河川改修原案に関して)

（座長）都市計画と川の関係を議論した方が良いと思うのですが。

（意見）1996年「長野県の河川」という資料に、総合的な治水対策についてどのようなものがあるか具体的に書いてあります。流域における対策として水害に安全な土地利用等と書いてあります。市は都市計画を考える上でこれを考慮していくべきだと思います。470トンすべてを河川改修でいくのではなく、流域対策を考えていく部分があるのではないか。

（座長）超過洪水については、今日でなくまた次の段階できっちり行うつもりですので、今日は、都市計画と治水の関係を議論していきたい。

川というものを考えた都市計画が市にあるのか聞きたい。

（松本市）現在の土地利用の線引は、昭和46年の5月17日から導入しています。将来の土地利用を想定し、関係者の合意のもと実施してきたため、現在21万の人口を有しています。

治水との関係では、松本市の場合主要な一級河川は県の管理となっています。

流域の中での土地利用によって流量が変わり、農地が開発されれば流量は増えますが、松本市では、一定以上の開発については洪水調整池を設置し、時間をずらして排水する措置を開発者に求めている。こういった条件により一定規模の開発を認めています。

河川から水があふれたときの場合ですが、都市計画の中の市街化区域は人が住む所であり、生産活動をする場所であるため、水がつかない対策を多くの都市で実施しています。

市街化調整区域は、農地が主体の地区であり、霞堤などもある。しかし、都市計画からいいますと、将来道を造るとか、必要な川幅をとるために、都市計画決定をすることはありますが、市街化区域で氾濫するから開発を抑制するというものは、都市計画の手法ではありません。

(質問) なぜあの場所に家や工場が建つのかということがよくあります。手続的は行われていると思いますが、実際には抜け道があるという話を聞きます。

松本市はどのように思っているかということを知りたい。

(松本市) 調整区域も全く開発をゼロにしているということではなく、あくまで農業をする方の利便を優先するという部分で認められています。

また幹線道路での小規模の利便施設については、一定の規制の中で認められています。日本の人口が減少傾向となるなか、すべて開発がいいというものではなく、一定規模の開発については、厳しい規制を行っています。

(質問) 線引きの中でここは治水上重要なところだからという考えはないのでしょうか。

(質問) 関連して、最初にあふれることを前提とした考えを、都市計画の中に組み込まなければいけないのでは。今までは都市計画の中で、総合治水の考え方はなかったが、県はここ1年で取り入れようとする作業に入っており、市も早急に見直し作業に入らないといけない。

見直し作業を行ううえで、何が重要かということを知りたい。

(松本市) 平成12年の都市計画法の改正で、平成16年度までに県が都市計画区域のマスタープランを作るように決められています。この中には都市のあるべき姿から始まりまして道路、治水も方針として盛り込まれています。松本市においては、県が整備開発保全の方針を昭和46年の線引きと同時に持っています。その中で治水についても触れており、行政が責任を持って一定規模の水は氾濫させないという前提で都市整備をしています。それ以上の水がきてあふれた場合については、都市計画では謳われておりません。

防災都市計画では、地震対策について謳われておりますが、雨水については河川の整備によって解決が図られるという解釈できております。

(意見) 松本市として独自に行っている、薄川・田川での治水対策、治水に関連した施設をまとめて出して頂きたい。

(意見) 開発した部分については調整池ということで処理され、出る水の量については調整されて出てくるという。それは、この薄川流域とは関係のないことのように思える。

(意見) 区間ごとに細かく検討していくには、そういった細かいことが必要となってくる。

(松本市) 大きな開発では調整池といった手法がありますし、雨水についても浸透升ですぐに流さないように指導を行っています。

(質問) 昭和46年当時の都市計画では、薄川の大仏ダムを前提とした計画で考えていたのですか。

(松本市) 昭和46年当時はダムというものが明確でない時代であったかと思います。河川は河川管理者が一定の整備をしていただけるものとの前提になっているかと思います。

(意見) 今1番問題となっている中条橋周辺では、建築許可を出すとき規制していかないといけないと思う。

(質問) 松本市の12月市議会の時に、調整区域の規制緩和をしてしまったということは残念であったように思う。そのことについて松本市の方にお聞きしたい。

(松本市) 調整区域でも線引き以前の既存宅地は開発はできます。調整区域の規制緩和については、先ほどの資料28で説明したとおりです。

(意見) この協議会は市の議会ではないので、このような会議の進め方をしているのは、いつ結論が出るか分かりません。会議の目的は資料の16で了解しております。総合的な治水対策

のうちに「80分の1確率の洪水対策」その河川対策で河川改修をいかに行うか、それが済んでから、超過洪水対策のうちの流域対策で「洪水を防止する対策」「洪水時に被害を最小限に抑える対策」と方針が決まっているのです。

(座長) 関連がなければいいのですが関連がある。

(意見) 座長の方で焦点を絞って進めてもらいたい。

(意見) 松本市は都市計画のなかで、薄川について県にお願いではなくて、万一のことを考えて行ってもらいたい。

(意見) 問題は県は溢れることを前提として考えなければいけない場合もあると考えているが、市は基本高水以上は流れないという前提で都市計画を進めてきたということです。溢れることを前提とした場合に、市は想定以上のものがあふれた場合に被害は小さくするためにどういう発想でいくのかの議論に入らなければいけないと思います。

(松本市) 一級河川については、管理者の県、国から基本高水流量が安全に流れるように河川改修のハード面を早く行ってもらうようお願いしていきます。市長が変わりまして公約の中で新たな市街化区域を増さず開発を抑制していく、雨水を貯めるようなことの検討も今後はできるかと思います。危険管理意識を高めてもらい避難体制の確立等で、洪水による被害をできるだけ小さくするように考えていきたいと思っています。

(意見) 県から出された河川改修原案について、JR橋の下を3メートルも深く掘る方法以外ないのか。地下水に影響があるのではないかと、そのことも検討していかなければいけない。

(質問) 県の対策が遅れる時に、松本市はどうするのかということをお聞きしたい。

(松本市) 薄川だけではありませんが、早く改修が進むようお願いしています。

また、通常の管理として当面の河床整理や立木伐採を行って、出来るだけ流下能力を確保するようにお願いしています。ハザードマップについては、危険箇所がどこにあって、どこが浸水するかという浸水想定区域図を県が作成中であり、それが示されればハザードマップの作成に向けて検討していきます。

質疑・会員からの意見(河川改修原案の提言の取りまとめ等に関して)

(意見) 進め方としては資料29でよいかと思いますが、超過洪水に対して考える時にどこがあふれてどこに水を持っていくかという話になってきて、完全に工事と超過洪水が分かれていない。それをどうするか議論しておいた方がよいと思います。

今回出された取りまとめの資料の中に、まだ十分に議論されていないところが何カ所かあります。両論併記という形では矛盾した事となりますので修正の段階で深い議論をする必要があると思います。

(座長) 委員である程度項目ごとにまとめて、その原案を協議会で審議するという過程を踏もうかと思っております。協議会で審議して原案を作っていくたい。

(意見) 浅川の流域協議会の提言書を見せて頂くと、河川改修で約8割、流域対策で2割というやり方をとられてます。470トンを全てを河川改修で行うことは大きな問題ですので、そこを起草委員会に任せてしまうと、修正の面でそこから直さなければいけないこととなりますので、大きい点については起草委員会に出す前に合意しておいた方がよいかと思っています。

(座長) 全然関連がなければ良いが、超過洪水も含め議論しておいた方が良いと思います。大筋で超過洪水のやり方もどうするか決めて進めた方が良いと思います。

(意見) 470トが大きすぎるな数字と言えるのであれば、全てを河川改修で行うということではなく、何割かを流域対策という考で進めた方が良いと思います。

(質問) 浅川、砥川について新聞報道で河道内遊水池という案が出ています。これを薄川に採用していくという考えはありますか。 あれば提案書をまとめる前に議論する必要がある。 薄川も出来るのかお聞きしたい。

(回答) 以前から話しておりますが、検討委員会の答申、県の方針として薄川については河川改修で行うということになっております。 薄川については、河床勾配が急でありますので高さの割に洪水のカット量は少なくなります。

(意見) 河道内貯留も遊水池も河川改修の一環と理解しています。 洪水はダムを造ることが最も効果的だという意見もございました。 こうような砂防ダムの規模を少し大きくしたものは有効と考えられるので、河川改修の中で議論していくべきだと思います。

会員からの資料請求等

- ・概略の土砂堆砂状況
- ・薄川・田川で市独自に行っている治水対策と関連施設